

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）

日時：令和7年11月17日（月）午後3時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

### ―― 会 議 次 第 ――

#### 1 環境影響評価書案に係る総括審議

(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト

#### 【審議資料】

資料1-1 「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」  
環境影響評価書案 部会審議質疑応答

資料1-2 「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に  
係る環境影響評価書案について（案）

<出席者>

第二部会長 宗方委員

愛知委員

安立委員

尾崎委員

羽染委員

廣江委員

水本委員

森川委員

保高委員

渡邊委員

(10名)

白石政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

資料 1 – 1

「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」  
環境影響評価書案 部会審議質疑応答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	大気汚染の発生源に守衛棟が入っているが、それほど大きくないのに、なぜ工事期間が長いのか。	大気汚染に関して、新工場棟の建設時期がピークになるが、水槽試験室と新守衛棟も同時並行して工事する計画となっており、それほど長い期間やるわけではない。	8/19 部会にて回答
	2	アスベストについて、どこにあるのか調査した上で解体に臨むと書いているが、その場所や程度は分かってきているのか。 また、解体の際は、マニュアルに則り、解体時期などを周知していただきたい。	解体予定の建築物は、事前の資料調査によりアスベスト含有建材を含むことが明らかであり、事前調査（現地調査）を行って適切に把握した上で、関係法令に基づいて適正処理する。 解体予定の工場には、配管などに石綿含有建材が使われているので、都の飛散防止対策マニュアル等に沿って安全を確保して撤去する計画をしている。	9/22 部会にて回答
	3	都民の意見に、渋滞による大気汚染の懸念があったが、グローブライドの通勤の時間帯と工事用車両が走行する時間帯の調整、あるいは通学路との調整について、運用の仕方や、時間を変えるといった計画はあるのか。	主要走行経路とする計画地南側の道路を完全に回避することが困難であることから、極力、工事用車両、将来の関連車両等、台数が大量にならないよう計画している。 保全措置として、まず、通学、通勤時間帯については極力集中しないように回避する。また、工事用車両の出入口には警備員をつけて安全へ配慮し、交通渋滞が極力発生しないように、タイミングを見て出し入れする計画である。 通学路については、全て確認をしており、事業者と施工予定会社にも共有し、通学路の走行をなるべく減らすような計画としている。	10/27 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	4	都民の意見に、工事中の随時の大気汚染物質の計測をお願いしたいという要望があった。大気汚染物質の計測について、建設機械の稼働による影響が一番大きなときに実施すると思っているが、事後調査の回数や場所が決まっていたら教えてほしい。	事後調査については、今後事後調査計画書を作成するが、建設機械の影響、工事用車両の影響、それから将来的の建物の影響を、それぞれ確認する計画である。 頻度としては、技術指針に沿って、建設機械の影響が一番大きい時期や工事用車両の影響が一番大きい時期に、環境基準、その他法律の基準への適合を確認する。 計画地周辺で一番影響が大きいと考えられる地点、及び 64 ページに示す沿道大気質の現地調査及び予測を行った No. 1～4 の地点で、調査を行う予定である。	10/27 部会にて回答
	5	住民の方が、いろいろ気にされている様子であるが、大気汚染で一番意見、苦情が出るのが、粉じんである。工事の際に飛んでくる土ぼこりといった粉じんの対策に気をつけいただければよいかと思う。 (コメント)	_____	10/27 部会にて回答
騒音・振動	1	都民からの主な意見の中で、施設の稼働に伴う騒音・振動について心配されている方が多いという点で、確認したい。 現在の工場の稼働状況と、新工場棟が建ったときの 24 時間、365 日の稼働状況の変化はどうなるのか。  今ある状態からどう変わるかが図書から読み取れないところに、市民から環境が非常に変わるものではないかという一種の不安を持たれているかと思うので、十分に説明して頂きたい。	予測評価上、新工場棟、新立体駐車場及び新守衛棟は 24 時間の稼働を予定しているが、実際は工場棟の一部のエリアだけが 24 時間稼働となる。現在、2 号棟で行っているリールの生産ラインを新工場棟の中に持っていくことから、音の種類や時間などが大きく変わるような計画ではない。	8/19 部会にて回答  <b>総括審議事項へ</b>
	2	24 時間稼働するのは一部であるということは、特に夜間について、車の出入りが変わるということではないという理解でよいか。  そのことも十分に説明して頂きたい。	従業員や車の移動も従来と変わらない。	8/19 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	3	<p>振動の予測結果がかなり低いレベルになっており、事後調査で他の音と分離して測定するのはかなり難しいとは思うが、ここまで静かになっているということを示すためにも、評価できるよう検討して頂きたい。</p> <p>また、大気汚染と騒音について、モニタリングを求める声が出てきているため、ずっと稼働し続けるのであれば、きちんと細かな情報提供をしてほしい。</p>	<p>工事中はもちろん、供用後においても、敷地境界での騒音・振動をきちんと確認していきたいと考えている。</p> <p>ただ、予測結果は負荷分だけであり、実際の測定では他の音に飲み込まれてしまうが、著しい影響が出でないかモニタリングしていくようにする。</p>	8/19 部会にて回答
	4	<p>施設の稼働に伴う騒音について、予測に反映した環境保全措置として「防音壁などを適切に設置」と記載があるが、評価に当たり、防音壁の効果をどのように予測しているのか。</p> <p>住宅が近くて、普段静かだというところが気になる点かと思うので、よろしくお願いしたい。</p>	<p>解体工事の予測条件としての防音パネルや防音シートの設定は評価書案p149に示している。</p> <p>また、工事の完了後の防音壁については、屋上に設備機械を集中的に配置するエリアがあり、そこに目隠し的なルーバーを入れる計画としている。これは隙間があるので、予測計算としては入れていない。</p> <p>苦情等があったら、しっかりと防音壁で囲いなおすことは可能である。</p> <p>なお、主な騒音の原因となるコンプレッサーについては、屋内に設置をし、さらに必要であれば室内の防音効果を高めるような対策が可能である。</p>	8/19 部会にて回答
	5	水槽試験室からの音について、現状でどのような音が発生し、どのような音の出方がしているか。	音の要因として、水の汲み上げ、排水をするポンプの稼働音が考えられるが、現状も基本的に大きな音は発生していない。新しい水槽試験室は屋内ということもあり、水の汲み上げ、排水を頻繁に行う計画はなく、影響は少ないと考えている。	8/19 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	6	<p>音というのは大きさだけではなく、感覚公害である。24時間稼働の場合、我々が一番気にするのは、やはり夜間の睡眠である。評価の大きさから考えると影響が出るとは思わないが、睡眠妨害は感覚公害ではなく、健康影響の入口となるので、住民の健全な生活を守る意味でも、少し違う視点でも検討している姿勢で接してほしい。</p> <p>(コメント)</p>		8/19 部会にて回答 <b>総括審議事項へ</b>
	7	<p>現地調査の騒音・振動の値について、平日と休日による差は何が原因と考えているか。</p> <p>例えば、施設騒音について、B、C、Dの3か所で測っているが、平日と休日とに結構なレベル差があるので、建替え後も現状と変わらない工場運営になるということであれば、当然、平日と休日にこれだけの差が予想されるような何らかの発生音があるのか。</p> <p>この原因が何で、既存工場はそうだけれど、新しい工場に変わったら大丈夫なのだというところが読み取れた方がいい。</p>	<p>特定しているわけではないが、別の事業者の工場が平日に稼働しており、そちらが一つの音源・振動源と思われる。</p> <p>また、周辺は住宅が複数位置し、道路も車の往来が結構あるところのため、ベースが上がる要因ではあると考えている。</p>	9/22 部会にて回答 <b>総括審議事項へ</b>
		<p>そうすると、感覚閾値以下であることは十分に分かっているが、低周波音の地点D（昼間）において、平日（92dB）と休日（71dB）とで20dB以上の差があるのがやはり解せない。この大きな値を見ると、都民意見にあるように、新工場でも心配という意見が出てきても仕方ない。</p> <p>音・振動は感覚公害である。24時間稼動のため眠りに影響があると、これは感覚公害ではなく健康影響の入口になる。</p> <p>値が下回っていれば十分な説明になっているのは理解しているが、アセスは専門家と事業者との意見交換ではなく、あくまでも事業者から住民への説明であるので、もう少し丁寧に分かりやすく説明していただいた方が、おそらく今後の工事や施設が稼働した後の住民との関わりが、非常にスムーズに行くので</p>	<p>御指摘のとおり、確かに地点Dは感覚閾値よりは下回っているが、ほかの地点よりも高い値なので、十分留意する点として捉えさせていただき、アセスの手続の中で事後調査もしっかりとやっていく。</p> <p>もちろん、住民への配慮という点も、基準値以下だからというのではなく、日常生活、それから睡眠などに決して障害がないように極力配慮しきちんと事後調査でも確認をして、工場からの悪影響が大きくならないよう努めて参りたい。</p>	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	7 (続き)	はないかと思う。 グローブライドの現状が反映された計測結果であったということを踏まえて、十分に説明してもらいたい。		
	8	評価書案 177 ページ及び 178 ページに施設稼働に伴う騒音の予測結果、182 ページ及び 183 ページに同じく低周波音の予測結果が示されているが、騒音と低周波音とでコンターマップの形が違う。音源の説明は 162 ページに示され、幾つかの音源が屋上にあるという設定での計算だと思うが、コンターマップの形が異なるのは、音源がこれ以外に存在するということか。  低周波の音源も当然騒音を出すことから騒音源になっているため、コンターマップは似たようなものになるかと思われる人もいるかと思うが、いかがか。	騒音源としては、評価書案 161 ページ及び 162 ページに示しており、騒音と低周波音は同じ音源としている。  ただ、コンプレッサーが室内にあるということで、低周波音は、コンプレッサーが入っている新工場棟全体を音源扱いにして、等分割し、壁から低周波音が出てくる計算をしている。  それに対して騒音は、建物による比較的単純な回折減衰として計算しているので、おそらく屋上の影響が大きく見えている。  なお、騒音は新工場棟以外の新しく建てる建物及び既存建物を障害物としているため、南側のほうにピークが出る形のコンターマップになっている。	10/27 部会にて回答
		施設騒音レベルの予測について、南側にだけ音が強く放射されるというのは、通常は考えにくい。  低周波音は波長が長いので、建物の影響や遮蔽の影響を考えずに伝搬を計算するから周囲に広がるけれども、騒音は波長が短く、建物の影響を受けるので、建物のない立体角方向、すなわち北のちょっと飛び出すコンターや南側の守衛棟にコンターが出たという理解でよいか。	そのとおりである。  今回、コンターマップが南側だけ飛び出しているように見えるのは、基本的には、新しく建てる新工場棟の屋上の西側中央付近に集中して機械を置く形になっており、そこが主たる音源となっているためである。  1 号棟、3 号棟などが壁になる形になっていて、南北方向に音が漏れやすいようになっている。北側はコンターとして描くほどには出ておらず、南側は 30 dB のラインを描くと、こういった形になる。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動 その他 <small>(事業計画)</small> 共通	1	<p>都民の意見を聴く会において、渋滞等による騒音を含めた工事期間中の騒音・振動及び低周波音、並びに新工場棟の24時間稼働に対する不安が非常に大きいということが分かった。また、直近に建つ非常に高い建物からの影響があるのではないかという不安があるのは確かなようだ。</p> <p>これらの騒音・振動等に対してどういう御意見をお持ちか。</p> <p>人が妨害をされたと思うことを「アノイアンス」と言うが、目の前に大きなものが建ち、それが見えることによる「ビジュアルアノイアンス」が、音の大きさと関連して、どうしても被害感を大きくしてしまう。それが、水槽試験室という大きなものが直近に建つことへの、大きな不安になると思う。</p> <p>いわゆる感覚公害ではなく、心理・生理を含め、健康に影響があるのではないかという強い意見に対する明確な回答、あるいは丁寧な説明が何よりも欠かせないと思う。</p>	<p>建物の大きさに伴う圧迫感、「アノイアンス」というものに対しての対応策だが、まず、新工場棟及び水槽試験室と、南東側の敷地境界の間において、樹木医の判定により、残せる樹木は可能な限り残し、伐採せざるを得ないところについては植樹をしながら、連続した樹木帯を設けたいと思っている。</p> <p>また、水槽試験室については、形状そのものの見直しを検討しており、さらに敷地境界から離隔する計画も進めている。そういったことをしながら、近隣住民の皆様への影響を軽減できるように、努めているところである。</p> <p>新工場棟についても、南東側の敷地境界からの離隔や、一部、形状の見直しの検討を進めている。</p> <p>なお、前回質問のあった雨水浸透貯留槽の位置についても、近隣住宅から少しでも離せるよう計画をしている。</p>	10/27 部会にて回答
土壤汚染	1	<p>土壤汚染に関して適切に対応頂けるということで問題ないと思っている。</p> <p>都条例、土対法の手続きが必要であればしっかりと対応していただきたい。</p> <p>(コメント)</p>		8/19 部会にて回答
地盤 水循環 共通	1	<p>雨水浸透貯留槽が2箇所設置されるが、市民の中には、豪雨時等にあふれて周辺に水が流れ出て、住宅等も冠水するのではないかとの心配をされている方もいる。</p> <p>雨水浸透貯留槽から後の雨水の流れについて、この地域はどうなっているのか把握されているのか。</p>	<p>この地域は以前より冠水しやすいエリアであり、新しく導水管を引いて改善された経緯がある地域と聞いている。</p> <p>今回、既に工場があつて舗装されているところを建替え、最新の雨水浸透貯留槽や排水路を整備するので、排水は現状より改善されると思っている。</p> <p>また、適切な位置や容量について、市と調整し設定する。</p>	8/19 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	2	<p>揚水について、グローブライドの揚水量としては 1.5 倍になるものの、以前稼働していた隣の工場の分も含めた揚水量と比べると、減っているという説明であった。図書にこのような記載がないため、もう少し「なぜ大丈夫なのか」がわかるように書いたほうがよい。</p> <p>また、1号、2号、3号の地下水の採取位置は同じなのか。全然違うところだと話が違ってしまうのではないか。</p> <p>深さが違うということで、説明も一緒にしない方がいい。</p>	<p>揚水については、西側の既存工場エリアで使っている 1～2 号井戸において、今後最大で 1.5 倍まで揚水量を増やす可能性があるため、1.5 倍を予測条件としている。東側の旧事業者が利用していた 3 号井戸は将来的に使用しないため、1号、2号を 1.5 倍にしても総量として大丈夫そうだと説明したが、ご指摘のとおり、深度の違いがある。3号井戸については細かい資料がなく、採水位置の確認が取れていない。</p> <p>単に揚水の合計量が減ったからよいという話ではなく、1～2号の適正揚水量との比較を行い、十分余力があることを確認しているので、1.5 倍としても大きな地盤の変化や周辺井戸の水位の低下を招くことはないだろうと考えている。</p>	8/19 部会にて回答
	3	1号井、2号井のスクリーン深度を教えてほしい。(評価書案質問時)	<p>1号、2号井戸が、現状グローブライドの工場が使っている井戸である。3号井戸が、東側に近年新たに取得した敷地にあり、他事業者が持っていた井戸である。</p> <p>第 2 スクリーン (G. L. -60m付近)、第 3 スクリーン ( G. L. -70m付近) は、1号井戸及び 2号井戸についてはおおむね同じ位置にあり、かつ、揚水ポンプ、井戸底もおおむね同じ位置である。</p> <p>3号井戸は、市の届出書類も確認したが、ストレーナーの位置ははっきりとは記載されておらず、不明であるため、アセスにおいては、適正揚水量との比較によって評価することとしており、限界揚水量、適正揚水量の観点から、1号、2号井戸を今後使っても問題はなかろうと計画している。</p>	9/22 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	4	雨水浸透貯留槽に対する不安が出ていたので、その場所を変えるという御説明があったが、あふれた雨水が住宅地側に流れてくるのは同じになると思う。場所を変えることによって改善されるというのは、途中がコンクリートの地面ではないので、さらに地中に浸透していくという意味で理解すればよいか。	<p>そのとおりである。評価書案の246ページに示すように、新工場棟の東側と南側に、地下に水を浸透させる施設である雨水浸透貯留槽を計画していたが、住民の方から敷地境界に非常に近いところで不安であるという御意見をいただいた。</p> <p>そこで、雨水浸透貯留槽の位置を大幅に遠ざけ、雨水浸透貯留槽があつて、緑地があつて、敷地境界と、いわゆる「バッファ（緩衝）地帯」を設けるような計画に変更しているところである。</p>	10/27 部会にて回答
	5	<p>雨水浸透貯留槽の位置だが、当初の設計位置は現地の地形を考えて合理的な位置にあると思っていた。設計変更した場合、地盤の標高調整は大丈夫か。</p> <p>雨水浸透貯留槽を計画している辺りは、現地を歩いた感じでは標高が低そうだったので、自然の勾配に任せるとここに設計するのが合理的かと思っていた。もし勾配等を計算して問題ないということであればよい。</p> <p>住民の方の不安に対する対応という観点だが、一方で、実際には合理性と不安解消というのは必ずしも同じとは限らない。ある種合理的設計の下で、もし「これがベストなのである。」というのがあれば、逆にそれを御説明いただいて、合理的な説明を通していただくほうがいいケースもある。</p>	雨水浸透貯留槽に向かう雨水のルートと、勾配等々も踏まえて検討している。位置を移動した場合、多少、雨水配管が長くなることはやむを得ないが、溜めて浸透させることは可能かと思われる。今後詳細な勾配や配管などの詳細検討を進めていく。	10/27 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	6	<p>雨水浸透貯留槽の容量について、住民の方から「時間 60 ミリの雨で溢れる。」というコメントがあったが、前回は、市と調整をしていくというような御回答になっていた。もしアップデートがあれば教えていただきたい。</p> <p>時間 60 ミリの降雨を想定した容量でもよいと思う。おそらく地域全体の排水能力はむしろ導水管のほうで規定されているので、ある程度以上性能を高めても関係ない可能性もある。</p> <p>状況については承知した。適切に協議していただき、合理的な設計で実行してもらいたい。</p>	<p>市とは、浸透量を含めた協議を進めているところであり、新しい位置での計算が終わったら、市と協議を進めていく。</p>	10/27 部会にて回答
電波障害	1	<p>評価書案の 270 ページに電波の方向が示されているが、電波干渉の見地で検討されたことはあるか。</p> <p>受信強度という意味だと、周波数帯が違うだけなので、おそらくあまり変わらないのではないかと思うが、住民の方々が心配されているように、何か通信が入らないというのは確かにかなり困ることかと思う。</p>	<p>電波障害について、大きな新工場棟になることで障害が発生するのではないかという御懸念は真摯に受け止めている。</p> <p>評価書案にも記載しているとおり、テレビの地上デジタル放送は高度から打ち下ろしており、反射障害も出ないようにデジタル化されて、電波が届きやすいという状況であるので、この程度の高さであれば大規模な障害はないと考えている。</p> <p>モバイルや携帯電話などについては、新工場棟が建ち上がっていく過程で、もし電波障害が発生したら、すぐに御相談いただければ調査や、場合によっては受信機をつけるなどの措置といった配慮をさせていただければと思っている。</p>	10/27 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観	1	<p>水槽試験室について、場所を変える検討をされているとのことだが、もっと深く掘って結果的に地上に出ている部分を低くするという対策はできるのか。</p> <p>また、外から観察するためのガラス面があるかと思うが、それがどちら向きになっていて景観にどう影響するのか。</p>	<p>水槽試験室の機能としては二つあり、一つは水槽を使用して疑似餌の動きを確認する機能、もう一つは釣竿を曲げて強度試験を行う機能である。強度試験を行う上で、長い釣竿だと 10m位になるため、どうしても高さが必要になる。</p> <p>現状の設計は水槽での疑似餌のテストと釣竿のテストのエリアが分かれているが、水槽の低い位置で釣竿のテストをすることができないため、建物高さは下げられない。</p> <p>また、水槽のガラス面については、水槽自体を屋内に設置するため、外からガラス面が見えることはない設計になっている。</p>	8/19 部会にて回答
	2	<p>水槽試験室について、現状、かなり圧迫感のあるものになっているので、青天井になってしまえば建物そのものはあまり高くならないかと思うが、どうか。</p> <p>配置でのいろいろな配慮について、極力ご検討をお願いしたい。</p>	<p>現状、屋外で強度試験を行っているが、竿が折れて破片が飛ぶなどの安全上の問題が発生しているので、新しい設備では天井を張る必要があり、現計画としている。</p> <p>配慮して改善していきたい。すぐ図面や数値により審議会でお示しできるかはわからないが、評価書や変更届などの条例手続きの中では、住民の方にわかるようにお示ししたい。</p>	8/19 部会にて回答  総括審議事項へ
	3	<p>塀、柵の類いはどういうデザインで作るのか。鳥瞰図は一切柵がないような状態で、中に自由に入れるような、オープンな工場のイメージになっているが、そこに高い柵が設置されたら、せっかくいい樹木があっても柵越しになってしまう。</p> <p>セキュリティの面と、外からの見え方ということで、場合によっては、緑の中に塀を設ける、あるいは、内側に設けるというのもあり得る。最適な解を出していただきたい。</p>	<p>敷地境界の在り方については、まさに今検討中だが、やはり高いコンクリートの塀で閉鎖的に囲ってしまうというよりは、セキュリティも確保しながら金属製のフェンスで仕切ることを考えている。</p>	9/22 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
廃棄物	1	<p>建設発生土について、搬出台数を設定しているかと思うが、100%場外搬出で設定されているのか。</p> <p>配置などが変更される可能性があるので、過大にならないような予測評価になっていればよいと思うが、普通は場内で再利用する計画を先に立てて予測するのではないかと思う。</p>	<p>実際は場内での再利用等にも使われると思うが、予測上は最大影響をみるため全量場外搬出で設定しているはずである。</p> <p>見直しで変更が生じた場合は、評価書や必要に応じて変更届でお示ししたい。</p>	8/19 部会にて回答
	2	<p>アスベストの処理については、慎重に取り扱っていただきたい。解体予定建築物のスケジュールを想定すると今年度中には調査が終了するのかと思うが、スケジュール感を教えてほしい。</p> <p>現在の厳しい法規制に沿って十分な事前準備をもって解体いただき、解体した場合には適正に廃棄物が処理されるという流れをきちんと作っていただきたい。</p>	アスベストの調査は、隣接地の建屋については当時所有していた事業者が調査を実施しており、その書類を引き継いでいる。その中で一部、調査できていない部分があったため、一昨年くらいに追加の調査をしている。	9/22 部会にて回答
	3	<p>評価書案の341ページに廃棄物の種類と排出量が示されているが、表中の「その他」は何を指しているのか。</p> <p>廃棄物の処分方法が焼却（熱回収）となっているが、熱回収を再資源化に含めないので、優先順位としては再資源化を高くしてもらいたい。</p> <p>「その他」の処分方法に安定型処分場とあるので、安定5品目を想定しているのか。</p>	<p>それぞれの品目が複数組み合わされたものや分離が難しいものをイメージしているが、混合廃棄物との違いなどを確認する。</p> <p><b>【補足回答】</b> 評価書案の341ページの表中のその他については、本事業では建設工事で排出されるゴムくずや繊維くず等の少量排出物等を示すものとしている。 主な処理・処分方法については、評価書案時は、安定型処分場または最終処分場としていたが、管理型処分場が正しいため、評価書にて訂正する。</p>	9/22 部会  10/27 部会にて回答
	4	特別管理廃棄物等のフロン類の処理について、配管を切ってしまうとそこからフロンが漏れてしまうので、工事の着手に先立ち現地調査を実施すると記載されている形で、フロンの回収を実行いただきたい。	現存する施設で、マルチエアコン等でフロン類が使われているということが分かっているので、これらを撤去するときに、アスベスト類と同様に事前調査（現地調査）を実施し、適正に処理処分する計画である。	9/22 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	1	太陽光設備を新工場棟の屋上に設置するということであるが、全部一面に設置されるのか。  その場合、既存の工場による日影になつたり、効率的に問題ないのか。	全部埋めるということはせず一部に限られる。  シミュレーションしながら計画を進め、一番効率の良い場所に効率の良い向きで置くことを検討している。	8/19 部会にて回答
	2	使用するエネルギーは全て電気で賄われるという理解でよいか。	既存工場及び新工場では、給湯室的なガスの使用はあるが、商品製造過程で大きくガスを使う計画ではなく、電気がメインとなる。	9/22 部会にて回答
	3	建築面積から考えると、既存と新設とで太陽光発電量の比率が合わないが、太陽光発電設備の設置範囲をどうお考えか。既存の設備はどのような状況になっているのか。	既存工場と比較して、新工場棟の方が既存の2倍ほど、太陽光パネルを設置する計画となっている。  現状は、既存工場の3号棟だけに太陽光発電設備を設置しているため、単純に面積比率で増えるという形ではない。	9/22 部会にて回答
	4	施設計画に「24時間、365日の稼働を計画している。」と書いてあるが、夜中も含め全部太陽光で電力、エネルギーを賄うことができるのか。	現状の計画ではあくまで太陽光は工場の必要電力の一部だけ賄うような工程で考えており、全部を賄うような計画ではない。	9/22 部会にて回答
	5	全体で使用する電気のどの程度を、太陽光発電で賄えるのか。  どのくらい賄えるかが出てくると脱炭素化にどのくらい向かっているかが評価しやすくなる。	正確な電気使用量と、それに対する割合を出すのが難しいので、保留したい。  【補足回答】  将来については、残置する1～3号棟及び新工場棟の合計の電力使用量に対する太陽光発電量の割合は、約2.7%が見込まれる。現状の太陽光発電量の割合は、約1%である。  なお、現状、既存工場については、全て再生可能エネルギーを利用していいる。具体的にはオフサイト型のコーポレートPPAを契約しており、2023年から約20年間の契約をしている。  新工場棟についても、再生可能エネルギーの利用については同様の計画としている。今後、新設する太陽光発電設備による発電については、自家消費もしくは売電について、引き続き検討ていきたい。	9/22 部会にて回答  10/27 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	5 (続き)	太陽光発電を載せているというだけで、かなりの部分を外から、しかも再生可能エネルギーでないものを買ってきているということになると、あまり脱炭素化に向かっていないということになってしまないので、そこはきちんとデータで出していただきたい。 また、太陽光発電の割合次第で、駐車場の屋根の利用とか、既存建物の空いているところの利用とか、そういういったところもお考えいただきたい。 (コメント)	_____	
		できる限り太陽光発電施設を搭載していただきたい。大規模化とコスト低減次第だが、将来的には蓄電池の導入も視野に入れた上で太陽光発電施設の搭載をお考えいただきたい。 (コメント)	_____	
	6	既存の3号棟に太陽光発電設備はいつ載せたのか。	F I T制度の始まった2012年頃と記憶をしている。	9/22 部会にて回答
		太陽光発電設備の電力について、F I T制度により買い取ってもらっているということか。	現状、3号棟の一部の屋上で太陽光パネルを設置しており、設置をした当初から売電という形で継続して行っている。自社では使用していない。	
	7	リール加工組立ライン等については図解で説明もいただいているが、プロセスのどこでどの程度の排出が予測されるのかというところを、ブレークダウンをして示してください。 塗装に関しては、基本的には外注すると書かれているので、排出をあまり考えなくていいということか。 また、どの工程が一番エネルギー利用が多いのか。 新工場でも既存と同じようなプロセスになるのか。	既存の工場では、金属を旋盤や切削の機械で削り出しをする加工と、リール等の部品を買ってきていたものを組み立てる作業、この2つを行っている。 塗装は自社では行っておらず、主に協力会社等の外部で実施する。開発の工程で一部塗装作業は発生するが量は非常に少なく、環境への影響は大きくないと考えている。 工場の機械設備の稼働及び非常に広いエリアに使用する空調機のところで、主なエネルギーを使用している。加工と組立を比較すると、やはり大型機械が多い加工の工程で、消費電力が多い。 新工場については、既存工場と工程に変更がない。	9/22 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	8	既にコーポレートPPAで再生可能エネルギーを調達されていると伺い、非常に安堵した。今使われているコーポレートPPAには、東京都の補助金を使われているのか。	補助金は受けていない。	10/27 部会にて回答
		補助金の活用等も考え、太陽光発電を自前でより手広くやるというパターンと、コーポレートPPAで必要な電力は再生可能エネルギーで調達するというパターンと、幾つか検討いただいたて、一番採算が取れるものをやっていただければよい。 ただ、繰返しになるが、スペースを広くお使いいただき、できるだけたくさん太陽光を搭載していただきたい。	既存の太陽光発電については、FIT制度が開始して導入したものであり、当時の想定では約20年間は売電をするという計画で考えていた。その後の使い方については、場合によっては自家使用も含め、今後検討したい。 また、現時点では明確な回答は難しいが、太陽光発電設備については、御提案いただいた東京都の補助金の活用も踏まえて、今後、積極的に導入できるように引き続き検討を進めていきたい。	
その他 (環境全般)	1	住民の懸念に対して、できる限り環境負荷を減らす努力をするという姿勢を示すことで、信頼関係が強まっていくものと認識しているので、そのような姿勢が表にでるような回答をしていただきたい。 (コメント)	_____	8/19 部会にて回答
	2	審議会における事業者の様々な御発言の内容は、非常に前向きな対応であると評価している。 アセスメントの手続は、評価書を提出すれば、表向き、手続として終わるわけだが、この事業は工場のある地域で今後もお続けになるはずであるから、アセスメントの手續が終わっても、事業者としての責務がそこで全て終わるということではない。ぜひそこを認識して、前向きな対応をずっと続けていただきたい。 (コメント)	_____	10/27 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 <small>(事業計画)</small>	1	水槽試験室は敷地境界付近まで接近しなければならないものなのか。	試験に必要とする長さや深さが取れる場所がここしかなかったが、今はもう少し西側に移動して、形を少し変えるなど、なるべく近隣に迷惑がかかるない配慮をする形で計画変更を考えている。	8/19 部会にて回答
	2	水槽試験室と隣接する住宅との間は緑化していく方向でお願いしたい。 (コメント)	_____	8/19 部会にて回答
	3	たくさんの樹木を伐採する計画になっているが、工事前後で緑の量はどうなっているのか。高木は重要なので、切らずに済む方法ということを配慮したのか。	評価書案の段階では、既存の樹木を全部伐採して新規樹木を植えるという形で計画をしていた。 ただ、今後は、樹木医により確認し、どの樹木が健康か、どの樹木が切らないといけないかを判断して、残せる樹木はなるべく残す方向で計画を進めたい。	9/22 部会にて回答
	4	既存の樹木について、残せるものは残すというような方針としたことは非常にいいことだと思うが、こういったことは住民の方への説明は予定されているのか。 昔からあるものであればそれなりに地域にとっては貴重なものとして認知されていることも多々あると思うので、そういったことへの配慮をお願いしたい。	いつ、どのような説明だと決まっていないが、今後きちんと説明して、一つでも多く理解をいただけるようにしたい。	9/22 部会にて回答
	5	現状は、結構緑があったと思うが、新しくなった後は、緑化率が増えるのか。 また、現地を見て、育ち過ぎてきつくなっている樹木もあったので、樹木医が見て、整理されると思うが、公園のような、おしゃれな樹木になっていくのか。  近隣住民が良いと思っている景色は残し、良い空間ができるとい。	緑化率は、現状より増える方向で、工場立地法と、自然保護条例に基づいて緑化計画を進める予定である。 また、近隣に面する東側や、建物の屋上緑化を含めて、品のよい形で樹木を植えていきたい。  緑は非常に大事だと思っており、そういう意味では地域に貢献するよう、極力東久留米に昔からある、地域にふさわしい木を選定していきたい。	9/22 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 <u>(事業計画)</u>	6	<p>見解書において、新工場棟や水槽試験室について「セットバックを検討している。」と記載されているが、その実現度はいつ頃固まるのか。</p> <p>特に水槽試験室に関しては、隣接住居とかなり接近しているので、今後の予定を教えて欲しい。</p> <p>評価書の段階ではぜひその辺の懸念を解消できるような回答がもらえればと思う。</p>	<p>敷地内の建物のセットバックについては、今、設計を行っている中で対応を検討しているところである。現時点でのいつとは明確にお答えできないが、できるだけ近隣の方に配慮した対応をしたい。特に水槽試験室については圧迫感の出てしまう建物なので、できるだけ配慮したい。</p>	9/22 部会にて回答
	7	樹木医を入れて、既存の植物を残すというお話があったが、樹木医が入るところは、住宅地に面している敷地境界のところという意味か。	基本的に、敷地境界や近隣境界沿いの樹木に対して、樹木医の調査をまさに今、行っているところである。まだ結果は出ていないが、健康な樹木はできる限り残すような形で計画を進めたい。	10/27 部会にて回答
	8	<p>都民の方から、その人が聞いた内容と、実際の計画などに大分食い違いがあったというような訴えがあつたが、相応に何かコミュニケーションの乖離があつたのではないかと思う。</p> <p>御意見をいただいた地元の方々は、かなり深刻に捉えていることが多々あつた。その辺の適切な説明なり改善の経緯なりといったものを、これを機会に地域の方も踏まえて一緒に考えていくなど、そういう形ができればよいのではないかと思う。</p> <p>(コメント)</p>		10/27 部会にて回答

## 「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価書案について（案）

### 第1 審議経過

本審議会では、令和7年5月30日に「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 1 項目別事項

##### 【騒音・振動】

工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音・振動は評価の指標とした規制基準を下回っているが、施設は24時間稼働を行う計画であり夜間の時間帯も含め、施設の稼働に伴う騒音・振動が懸念されている。計画地に近接して住宅地が存在することから、これらの騒音・振動については、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討するとともに、周辺住民への十分な周知・説明を行うこと。

##### 【景観】

計画地に近接して住宅が存在しており、新工場棟及び水槽試験室の建設に伴う景観への影響が懸念されることから、いずれの建築物も配置や高さ、屋根の形状、計画地敷地境界付近の植栽等について、周辺環境に配慮したものとなるよう検討

し、影響の低減に努めること。

付 表

【審議経過】

区 分	年　月　日	審　議　事　項
審議会	令和 7年 5 月 30 日	評価書案について諮問
審議会	令和 7年 6 月 23 日	現地視察
部 会	令和 7年 8 月 19 日	質疑及び審議
部 会	令和 7年 9 月 22 日	質疑及び審議
公聴会	令和 7年 10 月 10 日	都民の意見を聴く会
部 会	令和 7年 10 月 27 日	質疑及び審議
部 会	令和 7年 11 月 17 日	総括審議
審議会	令和 7年 11 月	答申（予定）